

## 南河原道路架道橋高架下ミューラルアート制作業務委託仕様書

### 1 委託件名

南河原道路架道橋高架下ミューラルアート制作業務委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和 8（2026）年 3 月 23 日（月）まで

### 3 履行場所

川崎市幸区堀川町（JR 東海道線南河原架道橋下）

### 4 業務の目的

本市では、川崎が自らの可能性を広げることができるまちであると認識され、国内外からアーティストが集い、市内の建物や道路上の構造物等に、景観を損なわない範囲でミューラルアートを施すことにより、まちにアートが溢れ、誰もが気軽に若者文化のアートに触れることができることを目指している。

また、カワサキ文化会館（若者文化創造発信拠点）が京急川崎駅西口における再開発事業の構想を踏まえ、令和 7 年 9 月に閉館することに伴い、国道 409 号道路用地(幸区幸町 2 丁目 572-1 他)に設置中の新たな若者文化創造発信拠点にその機能を移設し、運営を開始するが、施設利用者等から駅からの主要動線である鉄道架道橋高架下トンネルが怖いことから、明るい雰囲気に変え、利用者が安心してアクセスできるようにしてほしいとの声が挙がっている。

これらの状況を踏まえ、新たな若者文化創造発信拠点への主要動線である南河原道路架道橋高架下の壁面に、施設利用者が安心して通行でき、かつ同施設に対する期待が高まるような明るいイメージのデザインのアートを制作することで、若者文化としてのミューラルアートの発信と、若者文化創造発信拠点施設の利活用との相乗効果を生み出し、広く内外に若者文化の魅力を発信することを目的に実施するものである。

### 5 対象壁面（別紙参照）

場 所：川崎市幸区堀川町（JR 東海道線南河原架道橋下）※位置図参照

サイズ：高さ：約 2.5m、幅：約 27m

素 材：コンクリート

### 6 業務内容

#### （1）ミューラルアートの制作

対象壁面に目的・制作テーマに基づいたミューラルアートを制作する。

#### ア 制作テーマ

「4 業務の目的」の主旨を理解した上で、カワサキ文化会館利用者や地域に実施した制作テーマに関するアンケート結果から抽出した「子供たちの明るい未来」「アーバンスポーツ・ストリート

**カルチャー」「多摩川等の自然・地域にゆかりのもの」**のいずれかを選択（複数選択可）し、キーワードにした制作テーマを設定し、提案すること。

ただし、公共の場であることを踏まえ、まちの景色に調和するように工夫し、景観を損なわないデザインとする。

#### イ 下地処理

制作を開始する前に、壁面の洗浄及び下地処理を行うこと。

#### ウ 制作技法

現地で壁面に直接描くものとし、屋外に常時設置することを考慮し屋外用の壁画専用の塗料を使用しなければならない。なお、耐候期間は約5年を標準仕様とする。

#### エ 安全対策

ミューラルアートを制作するにあたり歩道上で作業する際は、十分な歩行スペースを確保した上でコーンバーなどを設置し、安全な通行環境を確保して、事故等が発生しないようにすること。なお、事故等が発生した場合は速やかに発注者へ連絡すること。

#### （2）制作の過程の記録

ミューラルアート制作にあたり、完成後、広報等に活用できるように制作過程の映像をドキュメンタリータッチやタイムラプス等見る人の興味を引く形式で記録・編集する。

#### （3）地域住民等の本アートへの愛着醸成に関する提案

本アート制作を通じて、地域住民や歩道利用者等が本ミューラルアートへの親しみや愛着を感じてもらうための具体的な取組を提案すること。

## 7 制作内容及び表現の遵守事項

制作内容及び表現は、次のいずれにも該当しないものとする。

- （1）法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （3）基本的人権を侵害するもの
- （4）政治性、宗教性のあるもの
- （5）社会問題についての主義主張
- （6）個人又は団体の名刺広告
- （7）美観風致を害する恐れがあるもの
- （8）青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- （9）営利を目的とする宣伝、またはそれらに類する内容を含むもの
- （10）第三者の著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
- （11）特定のキャラクターやタレントの権利に抵触する恐れのあるもの
- （12）個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの

## 8 関係法令等に基づく留意事項

### （1）屋外広告物に関する留意事項

本業務において制作するミューラルアートは、屋外に常時設置し、多くの人の目に触れるものである

ることから、次の事項に留意すること。

- ① 屋外広告物法に定める屋外広告物に該当するが、川崎市屋外広告物条例第7条第2項の地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物に該当することから、同条例第3条から第5条の規定は適用しないものとする。
- ② 川崎市景観計画第5章「屋外広告物等による景観形成に関する事項」を理解の上、制作すること。

## (2) 関係者等の意見聴取

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するといった観点から、ミューラルアートのデザインに関して、必要に応じて適宜、JR 東日本や地域の意見を聴くことを求める。

## 9 成果品

本業務の成果品は、対象の壁面に制作したミューラルアート並びに次に定めるものとし、対象の壁面に制作したミューラルアート以外の納品先は、川崎市市民文化局市民文化振興室とする。また、成果品及びその著作権は川崎市の所有とする。

- (1) 現地完成写真 1 部
- (2) メイキング映像のデータ
- (3) その他参考資料（制作期間やアーティスト情報等をまとめたもの） 1 式
- (4) 上記を収めた電子データ 1 式

## 10 制作物の取り扱いについて

本業務において、ミューラルアートの完成デザイン画及び完成デザイン画を対象壁に制作したミューラルアート（以下において「制作物」という。）の取り扱いについては、下記のとおりとする。

- (1) 制作物の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）、所有権等を委託者に譲渡すること。
- (2) 将来的に制作物が劣化した場合は除去が想定されるため、受注者は制作物の掲載期間満了日を制定せず、本市が独自で行う旨の了承を著作者に得なければならない。

## 11 掲出期間について

ミューラルアートの掲出期間は、5 年を基本とし、除去等の判断については、発注者が現地状況や社会情勢等を踏まえ判断するものとする。

この他、制作物の維持管理、修復（落書き等による汚損も含む）についても、発注者が現地状況等を踏まえ判断し、実施するものとする。

## 12 その他

- (1) 対象壁面に、アートに関する問合せ先等を記したアクリル板プレートを1か所設置すること。
- (2) 受託者の負担する経費は、全て当該委託料に含むこと。なお、下地補修等、制作に関連して発生する作業については、原則として受託者が負担するものとする。

- (3) プロポーザル時の提出物はいくまで提案物であるため、実際のデザイン制作については、施工前に発注者と協議を重ねた上で決定し、施工すること。
- (4) 受注者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、発注者と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。



$$2.7 \times 2.5 = 6.75 \text{ m}^2$$

